

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 88

今月のテーマ ふるさと納税の活用

最近ふるさと納税がやたらと注目されていますが、皆さんはふるさと納税をしていますか？と質問すると、興味はあるけど仕組みがよくわからないとか、“面倒くさそう”ということをやっていない方が大半のようだ。ほとんどの方がなんとなく分かってはいるものの、実際の利用者は10%程度にとどまっており、アクションを起こしている方は少ない。

2014年の総務省の資料で都道府県の順位を見てみると1位は東京で、秋田県に至っては46位、後ろから2番目という状況だ。その順位がなんだと言われれば返す言葉に困るが、もっと利用しても良いのではと思う今日この頃だ。巷で、議論されている制度そのものの問題も取り沙汰されているが、ここでは家計のやりくりにおける、ふるさと納税のしくみとその効果について考えてみることにする。

2015年中のふるさと納税による返礼品は「肉」がトップ、ついで「米・麺・パン」、「魚介類」と続き、36.3%の方が食費の節約になったと回答している。我が家でも「ふるさと納税」の利用による恩恵を受けているが、家計の節約効果にとどまらない楽しさもある。確かに少しの手間暇がかかるが、旅行に行く前のホテル選びや観光地情報を調べるのが楽しいように、ふるさと納税もまた、地域の情報や特産品選びは楽しいものだ。

ふるさと納税に限った事ではないが、「情報を持つ者と持たない者」、「少しの手間暇を惜しまない者とそうでない者」とでは、“様々な場面においての効果”や“経済的な差”は無限度に広がっていきと考えている。この「生活知恵袋」のコーナーでは、皆様の暮らしの一助になればとの思いで、家計・ローン・生命保険・損害保険・税金・年金・教育資金・相続などを取り上げてきた。筆者としては、そのどれもが皆様の暮らしに活かされることを願って書き続けてきたが、この度の「ふるさと納税」にしても、知識としてではなく、それぞれの家計に活かされてこそ“なんぼ”のものなのである。

皆様に支持され、書も書いたり今月号でなんと88回、米寿を迎えることができた。今後共、暮らしに関わる情報をお届けするつもりではあるが、より多くの皆様が行動を起こされることを期待したいものである。



●「こんなおいしい、楽しい「ふるさと納税」観だけで書くことにする。

我が家のふるさと納税は、節税も然ることながら、どちらかというと食欲(食べ物・飲み物)に誘われて、食いしん坊が原点かもしれない。食い意地の旺盛な我が家では、今度は「〇〇が食べたい」「が」「ふるさと納税」に取り組みエネルギーだ。

私事で恐縮ではあるが、納税をはじめてから3年目になるが、これまで頂いた特産品はビール(仙台・日本酒(湯沢)・あわび(八峰町)・比内地鶏の燻製(三種町)・なし(男鹿)・ホタテ(陸前高田)・笹かま(石巻)・魚の干物(静岡)・メロン(三種町)・とうもろこし(北海道)・カニ(北海道)・みかん(愛媛)・もも(福島)などなど、その全てが食べられるものだ。地元ではなかなか手に入らない特産品を送ってもらえるのも楽しみの一つだ。

寄附金の4〜5割相当のお礼の品が届くと言われているが、仮に1年間500000円の寄附をした場合、200000円〜250000円の品がわずか20000円で楽しめるのである。自治体によっては、特産品とともにその地域の紹介や観光名所の資料、さらには施設の割引券やクーポン券などが同封されているところもある。

少しの手間暇が家計にも優しく、家族全員で楽しめてしまうのである。



齋藤 廣勝 (さいとう ひろかつ)
 株式会社トータルライフサポート代表取締役
 ・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー
 ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
 ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
 ・住宅ローンアドバイザー
 ・金融広報アドバイザー

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

相談メニュー

- ☑ 家計の総合診断(ライフプラン)
- ☑ 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- ☑ 住宅取得、住宅ローンの見直し
- ☑ 子どもの教育資金計画
- ☑ 年金・老後資金計画

相談料は無料です!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート
 〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
 ●営業時間: 9:30~19:00 ●休休日: 水曜日

TEL 018-827-7611
 FAX 018-827-7610
 URL http://tls-akita.co.jp

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 紳士服のコナカ ● エネオス
 ● すずきクリニック ● 当店
 ● マクドナルド
 ● かんきょう
 ● 洋服の青山

詳細はホームページでもご覧いただけます。

「ふるさと納税」そもそも論！

「納税」という言葉がついている「ふるさと納税」。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」で、自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、自己負担額の2000円を除いた全額が所得税及び住民税から控除されるというものだ(年間に5自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで確定申告が不要。総務省のふるさと納税のポータルサイトに「ふるさと納税の理念」の記載があるのでぜひ参考にしてほしい。

「ふるさと納税の理念」その三つの大きな意義とはいわば、「自治体と納税者の両者が共に高め合う関係で、一人ひとりの貢献が地方を変え、そしてより良い未来をつくることになり、全国の様々な地域に活力が生まれることを期待している。」というものだ。これらの理念に対し、特産品の競争が過熱し、そもそもその主旨を逸脱しているとの声もあるが、ここではこの制度を賢く利用するという視点で解説させていただくこととする。

「ふるさと納税」の「ふるさと」とは

ふるさと納税をやっていない方のその理由の一つに、生まれも育ちもずっと一緒に寄附すべきふるさとがないという方がいる。先の理念で言う「ふるさと」は、「都会で暮らす地方の出身者が生まれ育った故郷」に恩返しをするという視点で見れば、確かにそうだ。であれば、ふるさとを持たない人は、「ふるさと納税の恩恵を受けることが出来ないということになってしまふ。であれば、適用になる人とならない人では不公平だ。

そこで、先の三つの意義の中の第二の意義「生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度とあるが、お世話になった地域も応援したい地域もない」という人はどうなるのか…?

そこで、第三の意義が出てくるのだが、「自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進む」とある。なんだか屁理屈のようであるが、実際そうだと思う。不謹慎と言われるかもしれないが、「欲しい特産品があるところに寄附を

する」でも良いのだ。

要するに、「ふるさと納税」はいろいろな形で日本の経済を活性化に導くことになる。要するに特産品目当てにふるさと納税をすることでもしっかりと貢献できているのだ。寄附を受けた自治体が潤い、特産品などを生産している業者も潤い、それを運送する業者も潤い、そして寄附者である私たちも恩恵を受けることになり、Win・Win・Win・Win・Winになるのである。

何を基準に寄附先(納税)を選ぶか?

どこに寄附するか…? 端的に言うと、自分の住む市区町村以外はどこでも良い。つまりは、秋田県内であれば秋田市以外の市町村、県外であれば何処でも可能なのである。

先に並べた私の寄附先を見てお気づきの方もいたかもしれないが、秋田県内が多く、次いで3・11東日本大震災の被災地が大半を占めている。ただ、そんなに高尚なものではなく、ほしい特産品が先にあって、できれば県内、できれば被災地の中から選ぶといった具合であって、それ以外の地域も普通に存在する。

具体的にどう絞り込むかというと、その順番はどちらが先でも良い。

- ①寄附金額を先に決めると、その金額にあった全国の特産品がヒットする。
 - ②お礼の品(特産品等)を先に決めると、その特産品などを扱う全国の自治体がヒットする。
 - ③地域を先に決めると、その地域内の様々な特産品などが見えてくる。
 - ④特徴を先に決めると、その特徴を持った自治体の特産品などがヒットする。
 - ⑤使い道を先に決めると、その使い道の仕組みを持った自治体・特産品などがヒットする。
- ただし、一つの条件だと膨大な件数となり、とても選びきれない。例えば、お礼の品(特産品)のリンクを先に決め、金額は10000円、さらに地域は秋田県、特徴はクレジット決済が可能、そして使い道は医療・福祉にする。という具合に絞り込んでいくと、その検索条件に見合った物が見えてくるという具合だ。結果として、自身の寄附(ふるさと納税)

がその地域を活性化し、その地域にも関心が生まれるし、社会との関わりも生まれるというものだ。そして、お礼の品(特産品など)を受け取ることで家族にも喜んでもらえるし、節税という形で家計にも優しいというものだ。

制度そのものは是非に関しては様々な意見もあるが、ここではあえて触れないことにする。ただ、皆様の家計に貢献することには違いないし、この生活知恵袋の情報が皆様の暮らしに少しでも役立つことを願ってやまない。

寄附金額の目安は?

実質2000円で済む寄附金額の限度額は、本人・配偶者の年収はもとより、扶養家族の年齢や人数、寡婦に該当するか、本人及び扶養親族に障害者がいるか、社会保険料の負担額、保険料控除、医療費控除、住宅ローン控除などの状況が影響する。端的に言うと、収入が多く所得控除の少ない方が寄附金の限度額は多く、所得控除の金額が多く所得税・住民税の負担額の小さい方は少ないことになる。

どっぷり目安として、年収500万円のサラリーマンの控除対象者が配偶者だけだとすると実質2000円で済む寄附の限度額は50000円程度になる。

いずれにしても、ふるさと納税限度額の目安は、スマホやパソコンによるインターネットで、源泉徴収票を手元に置いて「ふるさとチョイス」などのサイトで簡単に計算できるので、まずはお試しいただきたい。

寄附するお金は?

ある方が、お得なのは分かっているが寄附に先立つお金が無いという…。そう言われると返す言葉に困るが、お得さが分かっている、どうにかしたいという思いがあれば、知恵やアイデアも湧いてくる。

恩恵を受けるには多少の努力も必要だ。無いから出来ないではなく、するためにはどうすれば良いかを逆算的に考えるべきだ。その答えは、計画的な家計管理にあり、その先には所得税と住民税の軽減という事実が待ち受けている。